

# 報 告 書

郡山市いじめ問題調査委員会

## 報 告 書

### 1 諮問

郡山市いじめ問題調査委員会（以下「本委員会」という。）は、令和5年10月31日、郡山市教育委員会から次の事項の諮問を受けた。

令和5年に郡山市立学校で発生した事案について、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する調査

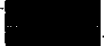
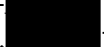
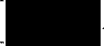
- (1) いじめの有無について
- (2) いじめの内容について
- (3) いじめ防止のための対策への提言について

### 2 委員会活動

#### (1) 委員会

|            |         |
|------------|---------|
| 令和5年10月31日 | 第 1回委員会 |
| 同年11月28日   | 第 2回委員会 |
| 同年12月27日   | 第 3回委員会 |
| 令和6年 2月26日 | 第 4回委員会 |
| 同年 3月22日   | 第 5回委員会 |
| 同年 4月 9日   | 第 6回委員会 |
| 同年 5月20日   | 第 7回委員会 |
| 同年 6月20日   | 第 8回委員会 |
| 同年 7月18日   | 第 9回委員会 |
| 同年 9月10日   | 第10回委員会 |
| 同年10月10日   | 第11回委員会 |
| 同年11月19日   | 第12回委員会 |

#### (2) 聴取

|            |                   |                                                                                                  |
|------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年11月28日 | 校長及び学級担任          |                                                                                                  |
| 同年12月27日   |                   | (以下「  」という。) |
| 令和6年 1月 5日 |                   | (以下「  」という。) |
|            |                   | (以下「  」という。) |
|            |                   | (以下「  」という。) |
|            |                   | (以下「  」という。) |
| 同年 1月25日   |                   |                                                                                                  |
| 同年 2月 6日   |                   |                                                                                                  |
| 同年 3月 5日   | 学級担任              |                                                                                                  |
| 同年 3月27日   | 校長、教頭、学級担任、生徒指導主事 |                                                                                                  |
| 同年         |                   |                                                                                                  |
| 同年 3月28日   |                   |                                                                                                  |
| 同年 9月25日   | 教頭、PTA役員          |                                                                                                  |

(3) アンケート調査

令和6年6月18日(2)で聴取した児童8名を除く、令和5年度該当学級児童24名に依頼した。

3 収集資料等

そのほか、本委員会が提出を受けた生徒指導等の記録や資料も参照の上、調査を進めた。

4 いじめの有無・内容について

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

(2) 申立人の申告内容

から、代理人弁護士を通じて申告のあった「いじめ」は、同代理人作成の令和5年8月8日付け報告書にある次の3点である。

1) が受けた暴言、紙に書いて渡された暴言

「あたおか」「マジキモ」などの暴言。「くそが!!!!!!」と書いた紙を渡されるなど。

2) 令和5年7月6日に受けた暴力

から腰部に飛び蹴りを受け、右脚を5回以上足蹴りされた。

3) 虚説の流布

同日の19時頃、自宅にと及び学級担任が訪れ、2)の暴力についての謝罪があったが、その翌7日に、が他のクラスメイトに対して「にビンタされた」「はゴミ」などと虚説の流布を行い、はそれを間接的に聞くこととなった。

(3) いじめの有無

1) が受けた暴言、紙に書いて渡された暴言について

① 「あたおか」「マジキモ」などの暴言について

ア に対する暴言

は、「あたおか」「マジキモ」「生きてる価値ない」「死ね」「はげ」「転校しろ」「へんたい」「きしょく悪い」「いきってんじゃねえ」などの暴言を、から受けたとする。

これに対し、記録や聴取等から、が、に対し、キモイ、うざい、死ね、きしょく悪いなどの悪口を複数回言った事実を確認した。

他方でが悪口を言った事実は確認できなかった。

なお、[ ]及び[ ]が録音したタブレット端末のデータについては、学級担任に発言者の特定を依頼するなどして確認を進めたが、[ ]に対する暴言があったとの認定には至らなかった。

イ [ ]に対する暴言

[ ]、[ ]、[ ]は、[ ]や[ ]から、「ウザイ、キモイ、きしよい、頭悪い、[ ]って性格悪い」などの悪口を言われて、自分たちも言い返したとする。

これに対し、[ ]は関係児童らからの悪口に、当初は「うざいな」、「おまえもな」などと言い返していたが、徐々に関係児童らがヒートアップしたため無視していたと話している。

また、他の児童の聴取やアンケートからは、[ ]、[ ]と関係児童らは毎日のように口喧嘩をしており、「バチバチな関係」だったなどの記載があった。

ウ いじめの有無

令和5年4月下旬頃から、[ ]及び[ ]と関係児童らは、互いに悪口を言い合っていた。そこで、ケンカとの関係からいじめの有無について検討する。

ケンカとは、二人以上の児童生徒が同一の機会におおむね同量かつ同質のいじめの実行行為に該当する行為を相互にすることをいう。

[ ]と関係児童らの行為は、互いに悪口を言い合うものであり、同質である。しかし、[ ]は当初は言い返していたが、次第に悪口がヒートアップするようになり、無視していたと話しており、[ ]の頃からは実行行為が同量とはいえない。したがって、[ ]の関係児童らの暴言はいじめに該当する。

② 「くそが！！！！！」と書かれた紙について

ア 事実経過

[ ]は、「くそが！！！！！」と書かれた紙を[ ]から渡されたということであるが、[ ]は、自分が書いて[ ]の机の上に置いたが、[ ]が見ていることに気付き、破いてゴミ箱に捨てたと言っている。

イ いじめの有無

「くそが！！！！！」と書かれた紙が[ ]の手に渡った経緯については事実認識に齟齬があるものの、[ ]が記入し、[ ]の机の上に置いたことまでは認められることから、いじめに該当する。

2) 令和5年7月6日に受けた暴力について

① 事実経過

[ ]は自宅で取り組むべき宿題のプリントを給食の準備中に行っていた。

それを見つけた[ ]が[ ]の机の中からプリントを勝手に取り出し、「先生に言って」と[ ]に手渡した。プリントを受け取った[ ]が学級担任に手渡した。

[ ]は[ ]がマスクに手を当てて笑ったように見えたとして、[ ]に対してではないが、「[ ]が笑った」と言った。

それを聞いた[ ]は、[ ]を追いかけ、[ ]が廊下に逃げ出しても[ ]を追いかけ続けた。

[ ]、[ ]、[ ]は、[ ]を追いかけて、同人が[ ]に暴力を振るわないように押さえていたが、それでも[ ]は[ ]を数回蹴った。

[ ]が蹴られた場所は右足首と右膝、右ふくらはぎあたりであった。[ ]は、[ ]の足を2～3回蹴ったと話し、[ ]や[ ]からは、回数は不明確であるものの、[ ]が[ ]を蹴ったところを目撃したと言っていることから、[ ]が[ ]を蹴った事実は認められる。

## ② いじめの有無

[ ]の行為は明らかな身体的暴力であり、いじめに該当する。その行為を誘発した原因として[ ]の「[ ]が笑った」という発言がある。[ ]は[ ]が両手でマスクに手を当てていたこと、その時の[ ]の目が笑っているように見えたことからの発言であった。

一方、[ ]は手で口をおさえた覚えはないし、笑ってもいないと語っている。これらの発言から考えると、[ ]が笑ったということは確実な事実ではなく、[ ]が笑ったことで[ ]の暴力を誘発したとは言えない。

## 3) 虚説の流布について

### ① 事実経過

[ ]は、上記2)の暴行を受けた日、その事実を両親に報告した。両親と[ ]のあいだでは、「暴力だから話し合いが必要」という結論になり、[ ]、[ ]、[ ]、[ ]とその保護者が[ ]宅に集められ、関係児童らは[ ]からの叱責を受け泣いた。

翌7日の登校途中、[ ]が[ ]、[ ]と話をしている中で、「[ ]はゴミだな」との発言を行った。前夜の件で、[ ]が怖すぎたこと、大人なのに言い過ぎだと感じたことからの発言であったとのことである。

また、始業時間前に学校の廊下にて、[ ]と[ ]が前夜の件について「怖かったね」「ビンタしに行くぞって言われたね」と会話をしているのを近くに座っていた児童が聞いていた。その児童は、[ ]と[ ]の会話から聞こえてきた話を「[ ]に[ ]がビンタされたと聞こえた」と他の学級の学級担任に伝えたが、[ ]、[ ]ともに「[ ]にビンタされた」との発言はしておらず、ビンタもされていないとのことであった。

② いじめの有無

「[ ]はゴミだな」という発言は[ ]からあったが、「[ ]にビンタされた」という言葉に関しては上記の内容により事実誤認であると思われる。[ ]が、[ ]に対する悪口を間接的に聞くことになり心を痛めたのはわかるが、この発言がいじめに該当するとは考えられない。

5 二次被害について

申立人から「二次被害」について以下のような調査依頼があった。

(1) 「二次被害」の内容

[ ]は令和5年11月27日の時点で再登校できていない。それは7月6日に受けた暴行による[ ]に加え、以下の2つの出来事から「大人への不信感」を抱くという二次被害を被ったためである。

1) 令和5年7月28日臨時保護者会での[ ]の発言について

保護者会の時にクラスメイトである[ ]から[ ]もいじめを行っていると誤認させるような発言があった。

2) PTA役員について

[ ]から力になる旨を約束していただいていたものの、その約束が守られなかった。

当委員会はこれらの調査依頼について応じる必要があると考え、調査を行った。

(2) 1) 保護者会での[ ]の発言について

1) 発言の内容

「[ ]にいじめられているって子も逆にいます。だからこの場は違う場にしましょう。さっき校長先生も『今後みんなが学校生活しやすいようにしていきましょう』って言っていたんです。そういうのは個人的に学校とやってください。」

2) 発言の意図

① [ ]がいじめと捉えた事実

[ ]及び[ ]らがひそひそ話をしており、自分のことを見て笑っていると[ ]から聞いた。

また、理科の授業で、グループで育てている鉢植えを、[ ]は[ ]に運ばされたと聞いた。

② [ ]が発言をした理由

保護者会では、子どもたちが過ごしやすい環境にするための話し合いと思っていたが、[ ]が関係児童らの実名を挙げるなど[ ]の発言がそうではないように感じたため、その流れを止めたかったから。

### ③ 保護者会の問題点

#### ア 開催の経緯

令和5年7月25日19時30分～翌26日0時頃まで[ ]、PTA役員[ ]、校長、教頭が話し合った。

[ ]から保護者会を開催するよう要請があり、当初学校側は保護者会の開催に消極的だったものの、[ ]から「保護者会を開催すれば元通り」という発言があったため、開催することとした。

当該学年の保護者に対しては、7月26日14時に一斉送信メールで案内文を送付した。

なお、臨時保護者会は、28日19時から20時15分頃まで開催された。

#### イ 開催の問題点

##### i [ ]の同席について

[ ]は、保護者会への子どもの同席が可能という認識であったのに対し、学校は子どもの同席は不可と考え、子どもの待機場所として図書室を準備していた。

保護者会の受付の際、学校は[ ]に対し、子どもの同席は不可であると説明したが、[ ]は納得せず、[ ]が校長に対して強く抗議するなどした結果、事実上子どもの同席が認められた。

なお、保護者会には、[ ]の他にも児童が1人同席していた。

子どもの同席については、学校と[ ]との間に認識のずれがあったことになるが、それは子どもの同席の可否が徹底されていなかったことが生んだ結果と言える。

保護者会の性質上、子どもの同席は不可とすることが適切であったと考えるが、臨時保護者会の案内文（一斉メール）に子どもの同席に関する記載はなかった。

##### ii [ ]が発言したこと及び関係児童の実名を挙げたこと

[ ]が用意したメモを見ながら関係児童の実名を挙げ、「4月頃からいじめられていた」と発言した。司会者が保護者会の冒頭、「記録をしないでください」「名前を出さないでください」と説明したにもかかわらず、[ ]が[ ]に発言を促し、その発言に実名があったことはルール違反であることは否めない。

##### iii 関係児童らの別室登校解消の発表

保護者会において、校長が2学期から関係児童の別室登校を解消すると発表したが、この点を[ ]の保護者に事前に知らせていなかった。「保護者会を開けば元通り」という[ ]の発言があったため、校長は別室登校も解消してよいと解釈していた。

関係児童らが別室登校になった経緯は次のとおりである。

7月13日18時、[ ]が関係児童[ ]の保護者に対し、誓約

書を書くよう要求した。誓約書の内容は、自分の子どもが[ ]に対して行いたいじめについての謝罪と、自分の子どもを[ ]に接近させない、暴力をふるわせない、[ ]のすべての物事や事情に関わらせないというものである。

学校は関係児童の保護者らに、[ ]からの誓約書を渡し、誓約書の件と関係児童らの別室登校の提案などの今後の対応について話し合った。関係児童の保護者らは別室登校に難色を示したが、保護者の一人の「子どもの問題と大人の問題を切り離して考える」という発言をきっかけに、「[ ]が登校できる環境をつくるために別室登校に応じる」という結論に至った。ただし誓約書については書かないこととした。

同日21時40分に、教頭が[ ]の保護者に電話をして「学校として関係児童らを明日から別室登校させる」「[ ]保護者も[ ]が登校できることを第一と考えている」「環境を整えたので、明日から登校してほしい」と伝えた。[ ]は「登校するかどうかは[ ]次第である」「誓約書を書かないのは納得いかない」「学校は他にすることがあるだろう」と言った。

翌日14日、関係児童らの別室登校が始まった。[ ]が来校したので教頭が校内を案内し、[ ]の視界には関係児童らの姿は入らないことを確認し、退去した。

別室登校について学校は、1学期の終業式の日である7月20日で終わりと考えていたが、別室登校をいつ解消するかについて明確に[ ]の保護者に伝わっていなかった。

解消の方針について校長は事前に[ ]に知らせ、確認するべきだった。「保護者会を開けば元通り」という[ ]の発言の「元通り」に別室登校解消も含むと学校側は考えていたが、両者の認識の確認を怠るべきではなかった。

### 3) [ ]の発言に関する保護者会後の経過

令和5年8月4日、上記2)①の事実について、[ ]、[ ]、[ ]、などの関係する児童に対し学校が事実確認を行った。事実確認の結果、学校はいじめはなかったと判断し、[ ]にその旨を伝えたが、その後、[ ]からの指摘を受け「いじめではなかったということだが、[ ]が嫌な思いをしたという事実はある」と訂正した。

同年8月30日、[ ]から代理人を通して、[ ]に対して、面会しての直接の謝罪を要求された。

同年10月2日、学校を通して[ ]から[ ]に対する謝罪文を渡すが、[ ]はその内容に納得ができず、直接の謝罪を求めた。

### 4) 検討

保護者会において、突然[ ]から、[ ]もいじめの加害者であるような発言をされたことで、[ ]が傷ついたことは想像できる。この[ ]の発言は、その理由を考慮しても、不適切であり、二次被害と

して■■■■の登校できない原因の一つとなったと考えられる。

また、この■■■■の発言の根拠となった■■■■の■■■■に対する行為について、学校は当初、「いじめはなかった」としていたが、その後、「(■■■■が) 嫌な思いをした」とその認識を変えたことも■■■■の不信感を招いたといえる。この点について、学校は■■■■に対し認識の変化について、きちんと説明し、理解を得るべきであった。

さらに、学校側は、「保護者会を開けば元通り」という■■■■の発言の具体的意味を確認することなく「保護者会を開けば別室登校が解消でき、■■■■も教室に戻れる」と考えた。そして、事前に■■■■に知らせることなく、保護者会において別室登校の解消を発表したことも、■■■■の不信感を増大させた。

他方で、■■■■の発言を招いた一因として、■■■■が保護者会のルール変更を強引に迫ったこと及び保護者会でのルール違反が挙げられる。すなわち、■■■■が保護者会に出席し、関係児童の実名発言を行ったことである。

当初、保護者会に子どもの出席はできなかったにも関わらず、■■■■の強い抗議により、学校は出席を認めざるを得ない状況に追い込まれた。学校はルール変更に応じるべきではなかったが、■■■■の強引な手法にも問題があったと言わざるを得ない。また、保護者会では「個人名を出さない」とPTA役員が開会前に説明したにもかかわらず、■■■■が関係児童の実名を挙げて発言したことは、明らかなルール違反である。

結果論ではあるが、■■■■が保護者会に出席しなければ、あるいは、出席しても関係児童の実名を出さなければ、■■■■は発言しなかった可能性があり、二次被害について、■■■■だけにその責任があるとは言い難い。

### (3) 2) PTA役員について

#### 1) 事実経過

令和5年7月25日、校長、教頭、PTA役員■■■■と■■■■が保護者会についての話し合いをした。同日23時ごろ、■■■■が■■■■と■■■■を連れて■■■■を迎えにきた際、■■■■が■■■■に「力になるから」と発言した。

■■■■は、同日の話し合いの後、翌26日には関係児童らの保護者と会い、双方の事実確認を行ったうえで、28日の保護者会に臨んだ。しかし、保護者会終了後、■■■■から「■■■■はもう(この件に関わらなくて) いい」と言われた。■■■■は、突然の申し出にとまどい、■■■■の真意を確認することなく、■■■■が「一線を引く」ことを決意し「わかりました」と答えた。

#### 2) 検討

「力になるから」と言ったのは■■■■であるが、そのあと■■■■が■■■■に直接対応することがなかったのは、上述のように、■■■■の「■■■■はもういい」との発言を、「PTAは組織だから■■■■が関わらないなら組織として関わらない」と判断したためである。このことから、「■■■■から力になる旨約束していただいていたものの、その約束が守られなかった。」

という[ ]の誤認が生まれ、[ ]に対する不信を募らせたと考えられる。

[ ]がより明確に「[ ]の要望に従い、PTA組織全体として[ ]と関わらないことにする」と伝えておけば、この誤認は防げたかもしれないが、[ ]の「大人への不信」についてPTA役員側に責任があるとは言い難い。

## 6 いじめの生じた状況について

この項では令和5年度1学期（7月6日まで）の当該学級の状況とそれに対する教員の対応を整理し、いじめが起きた要因・背景を指摘する。

### (1) 事実経過

4月当初は、[ ]が[ ]と口喧嘩することが多かったが、次第に[ ]から、[ ]と一緒にいる[ ]に対しても暴言があり、4月下旬になると、[ ]の暴言は、[ ]と[ ]の二人に向けられ、徐々に[ ]と[ ]の間での口喧嘩となっていた。

5月に入ると、[ ]は、暴言だけでなく、[ ]を蹴る等、他人を蹴ることが増え、学級担任から蹴るなどの暴力を行ってはいけない、暴力ではなく言葉で伝えるようにと指導されているが、本人はできるかどうか不安に感じていた。[ ]は[ ]を抱えていたと思われる。

[ ]からは、その他にも[ ]とのトラブルについての訴えが出ており、[ ]に[ ]が接触することで両者の関係が次第にこじれていったことは否めない。

一方、5月31日に実施した「こまりごとアンケート」の[ ]の回答では、[ ]については書かれておらず、「[ ]に死ね、きしょく悪い、いきってんじゃねえとか言われるのでやめて欲しいです」という訴えが書かれていた。学級担任が[ ]、[ ]双方に事実確認を行った際の記録には「相手（[ ]）も、[ ]の悪口を言っていたことを認めた。」との記載があった。学級担任は[ ]に「だからといって、言っていない理由にはならないこと、相手が嫌がる言葉は使わないこと」等の指導を行っている。ただし、後日再度、[ ]にこの件を確認したところ、「（[ ]の悪口は）言っていない」との返答であった。その後、学級担任は、[ ]と[ ]の間のトラブルに気を配ることが増え、[ ]と[ ]の関係については周りの児童から詳しく確認を取っていない。

一方、[ ]の「こまりごとアンケート」回答には、[ ]が「どけとか、死ねとか、悪口を言うてくる。私が何もしていないのに、蹴ったりしてくる」との訴えが書かれており、学級担任は[ ]に「『どけ』という言葉が発したり蹴るという行動をしたりするのではなく、いったん止まって『通して』ということ」を指導している。こうした指導が、この後も繰り返し行われた結果、学級担任の目から見て、[ ]が他人に対して一方的に蹴るなどの行為がなくなったため、学級担任はこの件に関してはいじめという認識を持たず、「こまりごとアンケート」の集計において「いじめ」と認知される人数は5月31日まで0件として、[ ]に提出している。

その後も、[ ]と[ ]の関係はさらに悪くなっていき、[ ]側には[ ]

■、■側には■が加わり、2対2の構図となったようである。

その他の関係児童が、それぞれの言ったことを伝達する行為をするなど、この2対2の構図に、周囲の児童も加わっていたことも確認されている。

こうした状況の中で、学級担任は4人それぞれを個別に指導はしていたが、4人の関係修復のために■、■、■、■全員と学級担任が一室に会して話し合うことを試みはしなかった。

■には、■があった。そこでも、■と■との間にトラブルがあり、両者の間に感情の対立があったことがうかがえる。

■に関して■は「■ともめた」「■中には解決しないで学校に戻った」という認識だったが、学校側は「学級担任が他のメンバーに確認したところ『(■と関係児童らは)一緒に帰ってきた』、『他の班全員が(トラブルは)「ない』』と回答した」とのことであった。また■が■に「なんで先に行くんだよ」と言われたと訴えている件については「■の勘違いで、別の場面と混同しているのではないか」との認識だった。しかし聴取では学級担任は、■でのトラブルについては■に確認していないとのことだった。

■が学級担任に「■がこしょこしょ話をしていて嫌だな」と訴えたため、学級担任が■に確認したところ■は「言っていない」と答えた。この答えについて学級担任が■にはどのように伝えたのか、両者の和解に向けての指導を行ったのかは確認できていない。

その後も、関係児童から■、■への多くの暴言が確認されており、双方の関係は相当悪化していたことが見て取れる。

## (2) 検討

以上のことから、学級内において、日常的に■対■の構図で暴言のやりとりがあり、それは短期間に相当悪化したことが見て取れる。

この時期の児童は、文部科学省の見解によれば「集団活動に主体的に関与したり、遊びなどでは自分たちで決まりを作り、ルールを守るようになる一方、(中略)閉鎖的な子どもの仲間集団が発生し、付和雷同的な行動が見られる」ため、特に「自己肯定感の育成」、「自他の尊重の意識や他者への思いやりなどの涵養」等に留意し、子どもの心を育むことが大切であるとされる。

学校の対応においては、学級担任が暴言に関して児童一人一人に個別に指導するものの、人間関係の修復を目指す指導には至っていなかった。

上述の文部科学省の見解にある「自他の尊重の意識や他者への思いやりなどの涵養」に留意した指導援助を、学級全体において取り組むことが必要であった。そしてそれを学級担任一人ではなく学年、学校全体の問題として捉え、複数の目で子どもたちの成長を見守り支援していくべきであった。また、家庭との連携も積極的に行い、学校と保護者がチームとなって、子どもの心の発達を支援していくことが必要だったと考える。

## 7 8月3日に重大事態申立書が提出された以降の経過について

### (1) 関係児童■について

8月10日に代理人弁護士、[ ]が来校し、[ ]関係児童のクラス替えを希望した。8月16日の地元テレビ局の報道番組での「[ ]いじめ暴行でけが」という報道と[ ]と[ ]のインタビューが放映されると、翌日、インターネット上で[ ]に対する誹謗中傷コメントが多く上がった。

その結果、[ ]は[ ]の他の小学校への転校を決定した。残る[ ]関係児童は当該学級に籍をおきつつ、学習と生活の場を他の学級にし、[ ]と直接対面することがないように配慮することとした。

2学期が始まり、[ ]は転校した。[ ]らは2学期当初、登校できず、自宅でオンライン会議システムの授業を受けた。そこからカウンセリング室でのオンライン会議システムの授業を経て、9月4日から[ ]で授業を受けるようになった。

[ ]は、「関係児童[ ]は別室で過ごすことになったが、結局もう解除しますみたいな話になり、[ ]を守る発想で対応していない、重大事態の申し立てをして初めて関係児童らのクラス替えが検討・決定された」と語っている。

そのことは、保護者会において、校長が2学期から関係児童の別室登校を解消すると発表した、この点を[ ]に事前に知らせていなかったということに相当すると思われる。

関係児童らの別室登校について曖昧な形で[ ]に伝え、また[ ]に事前に知らせずそれを撤回したのだとすれば、そのことが[ ]の不信をさらに大きくするのは当然であろう。

## (2) [ ]について

[ ]の[ ]の直接の原因は、7月6日の暴行であったが、8月30日に[ ]と[ ]が[ ]宛に書いた手紙には保護者会での[ ]の発言に、[ ]は「胸を痛め」、[ ]を見ると[ ]の発言がフラッシュバックして学校に行けないとある。

不登校を長引かせる要因が[ ]の発言と、謝罪要求に応じられないままであることにあり、という主張がなされている。

[ ]の「保護者会で[ ]の名を出して（[ ]が）発言したことについては申し訳ないと思っており、その点については[ ]に謝りたいと考えている。しかし[ ]という[ ]に今直接会うことは、[ ]をさらに苦しめることになるため、[ ]が治り元気になったときに直接謝りたい。その気持ちを手紙で伝えることを考えている」という発言が[ ]に伝えられたのは、9月19日に[ ]から、2週間も回答がないが至急対応してほしいという架電があった日のことであった。

謝罪要求に対する回答はもっと早く行われるべきであったろう。

## 8 [ ]の行動について

7月6日の暴行以降の状況を調査する中で、関係児童や学校の問題点だけでなく、[ ]の行動についても問題点が浮かび上がった。この項ではそれを整理する。

### (1) 事実経過

#### 1) 7月6日の経緯について

18時に学級担任は[ ]に電話し、学校でトラブルがあり、事実確認した後、関係児童を指導したことを伝え、[ ]に謝罪をした。それを受けて、[ ]は[ ]と、[ ]に対し[ ]で[ ]に来るよう申し向けた。

18時30分に[ ]、[ ]が[ ]に到着。その後19時10分に[ ]より学級担任に電話があり、「担任も来てほしい」との要望があり、学級担任も[ ]に向かった。

学級担任が[ ]に到着すると、[ ]が[ ]に対してかなり強い口調で話していた。[ ]の口から[ ]、[ ]、[ ]の名がでると、[ ]は[ ]の家族もこの場に呼ぶよう学級担任に要請し、学級担任は[ ]に電話した。

20時に[ ]、[ ]が[ ]に到着。[ ]は双方の児童を詰問する。

21時になり、学級担任が時間も遅いので子供たちを帰してほしいと[ ]に話す。[ ]、[ ]は帰る。入れ替わるように[ ]が[ ]に到着する。[ ]は、[ ]に対して「病気か」と何度も尋ねた。

21時30分に[ ]は帰るが、[ ]は残った。[ ]は[ ]に対し「お前はバカか」などと繰り返し怒鳴り、[ ]は泣いた。

3時間を経過してその後ようやく[ ]は帰り、最後に残った学級担任も帰った。

## (2) その後の経緯 保護者会まで

### 1) 7月7日以降7月28日までの出来事について

#### ① [ ] に対しての謝罪に関して

7月11日と12日に[ ]と[ ]で[ ]へ訪問にて謝罪、7月12日に[ ]が[ ]へ訪問にて謝罪、7月13日に[ ]と[ ]で[ ]へ訪問にて謝罪、7月14日に[ ]と[ ]が学校を通して謝罪文を渡すことで謝罪した。

謝罪後の関係児童の言動もあり、すべての謝罪に対して[ ]が受け入れることはなかった。また、[ ]が作成した誓約書を[ ]の関係児童の家庭に渡せと[ ]が学校に持参した。しかし、誓約書に関してはどの児童の保護者も記入していない。

#### ② [ ] の行動

7月11日に[ ]は、[ ]から受け取った診断書を持参して「関係児童から被害を受けた」と警察へ届け出た。

[ ]が行った個人的なコミュニティーの中で、「[ ]は悪いことをしたのに平気で公園で遊んでいた。」とLINEやメールに書き込んだり、その他も[ ]関係児童や学校に対する誹謗中傷コメント、画像等をSNS上(LINEやインスタグラム)に載せたりする行為について[ ]が警察に相談している。

[ ]は7月25日に地域の公民館に行き、[ ]や[ ]

■へ「■がボコボコにされた」「全治1か月の怪我」「うちの■は絶対に悪口を言っていない」「■の保護者会を開いてほしい」「■が児童を殴ったと伝わっている、その誤解を解いてほしい」と要望した。

7月28日には学校に匿名の電話(数え始めてから35件)が鳴りやまず、学校業務に支障をきたしている。内容は保護者会についてで、なぜ全校生の保護者でやらないのかというものであった。中には「■の知人です」「■に頼まれて電話をしました」と発言する匿名の方もいた。

### (3) 検討

子どもがいじめにあった場合、保護者として事実を確認し、いじめが事実であれば①学校と両親を通して加害者に嚴重注意を求め、②学校には再発防止を求め、③場合によっては加害者から直接の謝罪を求めることも当然の権利である。しかし一方で、権利の実現のためには何をしてもいいわけではないことも当然のことであり、おのずと限界はある。

■は、18時半という夕刻の時間に、自宅に来るように申し向け、■にいたっては3時間以上も拘束して詰問している。保護者だけでなくともかく、そこに児童も同席させるという行為は、行き過ぎの感は否めない。また■に怖い思いをさせるような発言、「病気か」と何度も尋ねたことも行き過ぎの感がある。

■の謝罪内容に関して強く異議を唱え、SNSへの書き込みや関係機関への相談等、多くの他人を巻き込むことも行き過ぎの感は否めない。

## 9 いじめを防止し、いじめに早期対応する組織づくりに関する提案

### (1) いじめを生まないクラスづくりに関する提案

6(1)にあるように、学校は「■と■が、■たちともめている」という認識をもちながら、渦中の■と■の誤解を解き、児童の人間関係を修復する努力は行っていない。また、他の児童への聞き取りの記録によると、■の中での班活動での外出の際、■が遅れたことに対して■が文句を言ったところから、関係の悪化がエスカレートしていったと言っているが、学校にはこのような■の間の陰悪な関係についての認識はない。

さらに、「こまりごとアンケート」に記載のあった■から■に対する訴えを受けて学級担任は「双方に指導したが、結果からすると仲良くなったわけではない。二人が特別、騒動を起こしているわけではないので、表面的には何かが起きているようには見えなかった」と語っている。

学級担任として、精一杯児童一人一人に指導はするものの、児童同士の人間関係を修復することはできなかったことが伺える。

児童アンケートの結果には、「■が■にばかにされていた」という記述もあり、当該児童らの人間関係の修復に至らぬまま関係が悪化する過程を経て、7月6日当日の事件に至ったのではないかと推察される。前思春期という発達段階は、■と■がそれぞれ同性でグループを組むことを好み、行動を共にする時期であるが、他者の気持ちを考えずに不愉快に感じた際、感情のままに振舞うことが■グループでも■グループでも常態化していたことが今回の

いじめ事件の一因であると考え。

学校は、トラブルが起こるたびに関係する児童一人一人を丁寧に指導するものの、人間関係を修復できず、その結果、[ ]の[ ]に対する強い否定的な感情が引き金となって、7月6日の事件に発展したともと思われる。

重大いじめ事案の再発を防止するためには、第一に、教職員はいじめを許さないという認識を新たにし、いじめの早期発見、未然防止に努める必要がある。

今回の事案において学校のいじめについての認識は厳格さを欠くものと言わざるを得ない。教職員は「いじめの可能性はある」といういじめについての感度を高める必要があると言える。

児童一人一人に対しては、自他を尊重する態度を育て、集団や社会の中で、自己の生き方を考える機会を確保する必要がある。いじめに関しても児童自身の中に当事者意識を育てることが大切である。いじめが自分たちの属する集団で起こっているという認識を持ち、児童自身が問題解決に取り組む姿勢を育てる必要があるだろう。

学校組織としてはいじめの対応において学級担任が一人で抱えてすべてに対応するのではなく、チームとなって全職員と問題を共有し、さまざまな立場と角度から連携して、児童の人間関係の修復に寄与する対応が必要だったと考える。そのためには、教科担任制や複数担任制など、児童が複数の大人に相談できる体制の整備も必要かと考える。

家庭も、学校も、子どもの言葉に耳を傾け、子どもが充実した学校生活を送っているかということに注意を払う必要がある。そして家庭と学校が協力して複数の目で観察し、情報を共有していく。そのために日頃から、学校は、家庭との信頼関係構築に努力する必要がある。こうしたことを通じて安心・安全な学校づくりに努める必要があると考える。

## (2) いじめへの組織的対応の改善

### 1) いじめ防止対策推進法と当該小学校のいじめ防止対策

いじめの措置について、いじめ防止対策推進法第23条において「学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする」と定めている。

いじめが確認された際、学校は、「複数の教職員によって」「いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援」を継続的に行い、「いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言」を継続的に行わなければならないのである。また同法第13条は、「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする」とも定めている。

学校はいじめ防止基本方針を定め、いじめの措置を組織的に行わなければならない。当該小学校も「いじめ防止基本方針」組織表と「いじめ対応

マニュアル」を作成している。しかし本件のいじめ対応は、このマニュアルに沿ったものとは言えない。

生徒指導委員会（学校いじめ対策委員会）の記録では、「いじめ対応チーム」会議が開かれたのは、7月13日、つまり7月6日の事件が起きた以降であり、それ以前の「こまりごとアンケート」の案件については「生徒指導委員会」として「困り感を抱える児童への声かけ」を検討しているが、「いじめ対応チーム」または「学校いじめ対策委員会」としてそれを取り扱っていない。

いじめの発見のツールとして児童対象のアンケートは実効性のあるものだったのか。本件ではいじめと認知しうる内容が複数の児童の回答の中に見られる。その回答に対し、学級担任は当該児童と、その児童が記述したいじめの関係者とされる児童それぞれに話を聞き、指導を行ったが、生徒指導委員会では「いじめ（の可能性のあるもの）」としての認知に基づく報告はなされておらず、したがって「いじめ」に対して複数の教員が役割分担して対応するということが検討すらされていない。

## 2) いじめ対策組織の問題点

当該小学校のいじめ対策組織の問題点を挙げるなら、まず、「いじめ防止基本方針」組織表には「いじめ対応チーム」と「生徒指導委員会」が並び立って書かれているが、その両者の関係がわかりにくいことがある。また「いじめ対応マニュアル」でも、生徒指導委員会の記述はなく生徒指導主事のみ記述されているので、「生徒指導委員会」と「いじめ対応チーム」の関係は不明確である。いじめの認知がどの時点で行われているのかも不明である。

生徒指導委員会（学校いじめ対策委員会）記録の中に登場するのは「いじめ対応チーム」であり、「学校いじめ対策委員会」と「いじめ対応チーム」が同じものを指すのかが不明である。

## 3) 「いじめ防止基本方針」組織表と「いじめ対応マニュアル」の改訂についての提案

学校のいじめ対策を見直すために、上述した問題点について検討し、「いじめ防止基本方針」組織表と「いじめ対応マニュアル」を改訂することを提案したい。

「いじめ防止基本方針」組織表では「いじめ対策委員会」と「いじめ対応チーム」の差別化を図り、両者の違いがわかるように記述する。「いじめ対策委員会」は恒常委員会であり、生徒指導委員会が兼任することも可能である。恒常委員会とするのは、いじめかどうか疑わしい段階でも、複数の目でいじめと同定する場が必要だと考えるからである。恒常委員会として定期開催するが、緊急事態に対応するために臨時会議も行いうる。「いじめ対策委員会」がいじめ事案を検討し、軽微とは言えないと判断したとき、「いじめ対応チーム」が組織されることを明確に示したい。

「いじめ対応マニュアル」には、以下の内容が盛り込まれるとよいのではないかと考える。

アンケートや児童自身からいじめの報告があった時、情報を得た教職員(多

くの場合学級担任)は知り得た情報を「いじめ対策委員会」に報告し、同時に当該児童らから話を聞く。いじめ対策委員会は即時的に会議を開き、発見者の教員の報告に基づき、いじめ事態のより詳細な調査についての役割分担を決め、実行する。この実行組織が「いじめ対応チーム」である。

その調査結果に基づきいじめ対応チームは、対応の方針と方法(被害児童とその保護者への支援・ケア、関係児童への指導とその保護者への助言等)を決定し実行する。これらはできる限り短期間に行う。ここまでの、初動の対応である。

ついで「いじめ対応チーム」は中長期的な対応を行う。いじめの発生の背景と要因をアセスメントする。この時、「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力」の効果が期待できる。アセスメントに基づく中長期的対応に組織的に取り組む。いじめの加害者には自身の行動を振り返らせ、いじめに至る心理的・社会的な背景をアセスメントしながら、より望ましい行動をとることができるように支援する。いじめの被害者についてはいじめを再度受けることがないように徹底して見守りながら、心のケアに努め、ある程度回復したと考えられた時点で児童が自身の身を守る方法を身に付けられるように支援することが必要である。

#### 4) いじめのない集団づくり

最後に、いじめのない集団づくりについて述べる。いじめのない集団とは換言すれば、一人一人の児童生徒が自身の能力を活かして社会に参加できるようになることを目標に、児童生徒が学びなどの経験を通じて自分の良さと課題を理解し、自身の生き方を考えていく、同時に自他を尊重する態度を育てていける集団である。

その際、児童生徒自身がその集団づくりにそれぞれ責任を有するという自覚をもち、自分の所属する集団をどのようなものにしたいかを考え、児童生徒自身が「いじめのない集団」とはどのようなものかを考えることができるように育てることが大切である。

このような集団をつくるために、学校は、集団づくりの目標と計画を保護者に投げかけ、ともに考えともにつくっていくことを提案することもできるだろう。

郡山市いじめ問題調査委員会

| 分 野   | 氏 名   |
|-------|-------|
| 臨床心理士 | 青木 真理 |
| 社会福祉士 | 佐藤清一郎 |
| 学識経験者 | 渡邊 真魚 |
| 弁護士   | 鈴木 康元 |
| 弁護士   | 桑島 有子 |
| 医 師   | 森 東   |